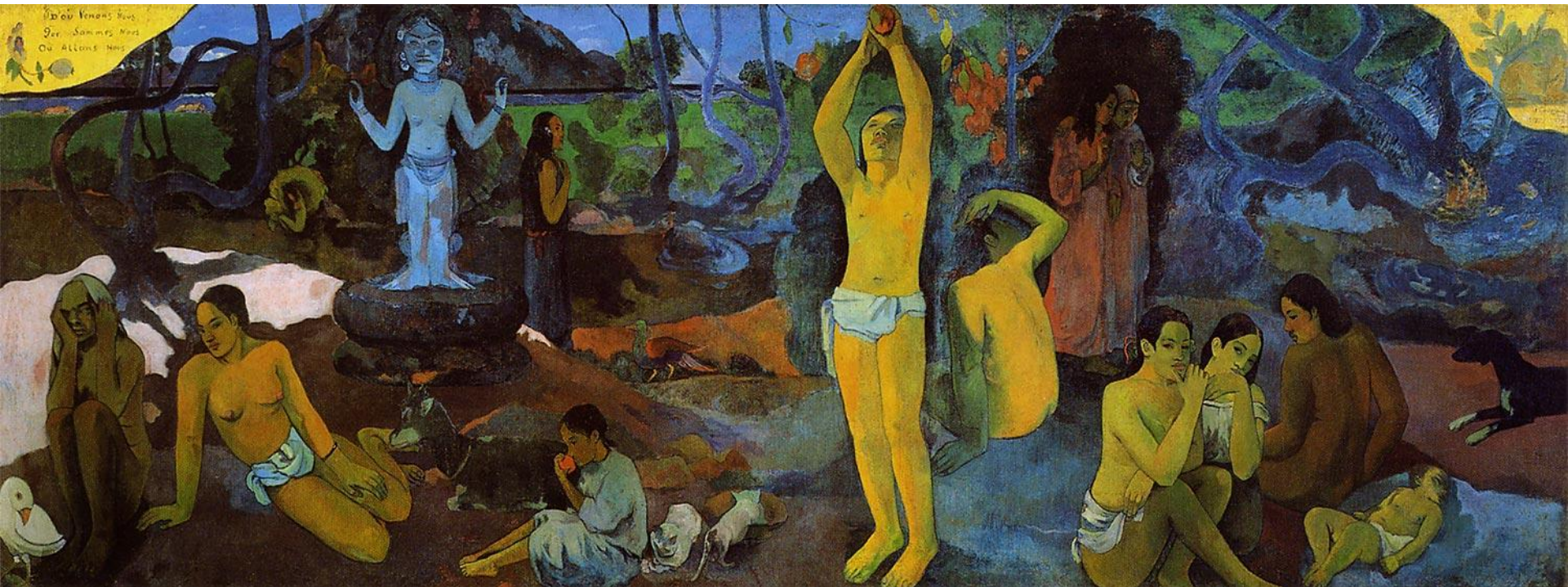


# 有識者会議 説明資料

「我々はどこから来たのか、

我々は何者か、

我々はどこに行くのか。」



2012.06.07  
企業年金連合会

# 主要説明項目

## ・AIJ被害会員に対するこれまでの対応・・・(資料「月刊企業年金5月号」等)

- 混乱のひと月・・・情報の確認、整理と資産保全に向けた取り組み
- その後の苦闘・・・残された資産確保と配分に向けた取り組み(民・民の取り組みとその限界)
- 現場は今も、これからも戦わなければならない・・・資産回復、風評被害、健全化に向けた議論等

## ・有識者会議の議論と厚生労働省に対する企業年金現場の期待

- 資産運用インフラ(再)構築への期待・・・三つの「これって何だろう？」
- 基金機能維持、強化を方向づける議論への期待・・・450万加入者、300万受給者の希望の制度(廃止論議の前に万策を尽くしたか、例えば0.875、指定期間の給付水準、合併・統合への努力支援)
- バランスの取れた結論への期待・・・基金間(多様性)、制度間、企業年金全体感、公的年金との関係
- 現場と一体となった制度管理への期待・・・健全化を後押しするようなきめ細かな当局の関わり

## ・有識者会議の議論に対する連合会の意見・・・(資料「厚生年金小委員会提言」「DB関係者の関心」等)

- 組織としての意見集約中(各種委員会の中間的意見後述)
- 具体的提言はパブコメとして取り纏め提出予定(財政運営基準に係る提言はH23.8.22厚労省に提出)。

## ・その他・・・(資料「研修概要」、「新しい資産運用情報提供の試み」、「基金期待収益率分布」等)

- 例えば、いくつかのデータ・・・リスク管理意識の向上と5.5%の誤解、強調される瞬間風速代行割れ
- 運用情報の提供・・・情報の内容、情報提供のさまざまな方法
- 研修内容と体系、そして能力開発の新しい仕組み・・・「義務化」「改定・強化」の前に

- 加入者、受給者、国民に対する情報提供・・・ホームページ導入支援と基金の意識の高まり

## AIJ問題における会員基金への対応

項番	日付	主な事項	内容
1	2/24(金)	・AIJ投資顧問の不適切な業務内容が証券取引等監視委員会の検査で判明	・AIJ投資顧問会社に対して金融庁が金融商品取引法違反の疑いで1ヶ月の業務停止命令、業務改善命令を発出
2	2/24(金)	・【緊急メール】AIJ問題 <第1報>	・AIJ投資顧問会社の業務停止命令に関する対応
3	2/27(月)	・【緊急メール】AIJ問題 <第2報>	・AIJ問題に関する受託者責任等説明会の開催案内
4	2/28(火)	・【緊急メール】AIJ問題 <第3報>	・AIJ問題に関する受託者責任等説明会持参資料のお知らせ
5	2/29(水)	・AIJ問題に関する受託者責任等説明会①	・法律事務所からの情報提供(114基金147名参加※1)
6	3/5(月)	・AIJ問題に関する受託者責任等説明会②	・法律事務所からの情報提供(119基金148名参加※1)
7	3/5(月)	・【緊急メール】AIJ問題 <第4報> ※2	・関係会員を対象とした有志のAIJ問題連絡会の開催案内
8	3/9(金)	・AIJ問題連絡会	・法律事務所からの情報提供 61基金72名参加 ※2
9	3/9(金)	・【緊急メール】AIJ問題 <第5報>	・法律相談窓口の開設予定のお知らせ
10	3/12(月)	・【緊急メール】AIJ問題 <第6報>	・2/29、3/5説明会及び3/9連絡会欠席会員に対する資料提供のご案内
11	3/13(火)	・【緊急メール】AIJ問題 <第7報>	・受託者責任等に関する法律相談窓口開設のお知らせ
12	3/13(火)	・法律相談窓口を開設	・受託者責任等に関する法律相談窓口の開設
13	3/21(水)	・【緊急メール】AIJ問題 <第8報> ※2	・委任状の提出検討依頼
14	3/23(金)	・【緊急メール】AIJ問題 <第9報>	・委任状の提出状況の御礼と報告
15	3/28(水)	・【緊急メール】AIJ問題 <第10報> ※2	・委任契約締結推進のお知らせ
16	3/30(金)	・【緊急メール】AIJ問題 <第11報>	・代理人及び厚生労働省との意見交換会開催予定のお知らせ
17	4/2(月)	・【緊急メール】AIJ問題 <第12報>	・信託実務相談窓口の開設のお知らせ
18	4/2(月)	・信託実務相談窓口を開設	・信託実務相談窓口の開設

項番	日付	主な事項	内容
19	4/5(木)	・【緊急メール】AIJ問題 <第13報> ※2	・代理人及び厚生労働省との意見交換会の開催案内
20	4/9(月)	・資産運用小委員会の開催	・AIJ問題について意見交換
21	4/11(木)	・【緊急メール】AIJ問題 <第14報> ※2	・代理人及び厚生労働省との意見交換会の参加人数調整のお願い
22	4/16(月)	・代理人及び厚生労働省との意見交換会①	・第1部 法律事務所からの情報提供 (53基金67名参加 ※2) ・第2部 厚生労働省からの情報提供 (56基金70名参加 ※2)
23	4/18(水)	・【緊急メール】AIJ問題 <第15報>	・代理人及び厚生労働省との意見交換会配布資料のHP掲載のお知らせ
24	4/20(金)	・【緊急メール】AIJ問題 <第16報>	・金融庁の「投資一任業者に対する情報提供窓口」等のお知らせ
25	4/23(月)	・有識者会議の検討に関する議論	・厚生年金基金小委員会において有識者会議に対する提言をとりまとめ厚生労働省に提出
26	4/23(月)	・代理人及び厚生労働省との意見交換会②	・第1部 法律事務所からの情報提供 (29基金33名参加 ※2) ・第2部 厚生労働省からの情報提供 (30基金34名参加 ※2)
27	4/25(水)	・【緊急メール】AIJ問題 <第17報>	・受託者責任等に関する法律相談窓口の終了のお知らせ
28	4/30(月)	・法律相談窓口の終了	・受託者責任等に関する法律相談窓口の終了
29	5/2(水)	・【臨時】ニュースレター(5/2号)	・4/24の厚生労働省有識者会議における連合会役員の発言について
30	5/15(火)	・【緊急メール】AIJ問題 <第18報>	・証券取引等監視委員会の情報窓口「年金運用ホットライン」等のお知らせ
31	5/15(火)	・【緊急メール】AIJ問題 <第19報>	・法律事務所と委任契約締結、または締結予定の会員を対象とした説明会・情報交換会の開催案内
32	5/28(月)	・有識者会議の検討に関する議論	・確定給付企業年金小委員会において意見交換
33	6/1(金)	・AIJ問題連絡会	・委任契約締結会員と法律事務所との連絡調整(59基金67名参加)
34	6/6(水)	・有識者会議の検討に関する議論	・厚生年金基金小委員会において意見交換
35	6/26(火) (予定)	・有識者会議の検討に関する議論	・資産運用小委員会において意見交換
36	7/9(月) (予定)	・有識者会議の検討に関する議論	・政策委員会において意見交換

※1 被害にあっていない基金も含む

4 ※2 新聞報道等に基づきAIJ投資顧問会社と直接関わりのあると思われる会員(89基金)のみにメール配信

# 厚生年金小委員会「AIJ問題に関連する検討に対する提言」 (平成24年4月23日厚生労働省提出)

## (前文)

・・・特に総合型厚生年金基金が中小企業の従業員の老後の生活を守る制度であり、労使がこれまで多くの困難を乗り越えて維持、発展させてきたという事実と本提言の内容を踏まえて十分な議論を行うことをお願いしたい。

## (本文)

- 1 ...事業運営に混乱を来したり、事務的、経費的負担が著しく増加することのないよう留意するとともに...風評被害が及ぶことがないようにする必要がある。...地方厚生局が適切にその機能を発揮し、...相談を親身に受け止め、...一体となって、その運営、運用の改善に努める必要がある。
- 2 ...検討は、...事業運営の実務を行う担当者からヒアリングを行うなど、...実情を十分に把握して...行う必要がある。
- 3 ...被害基金等の資産保全が速やかに行えるよう、厚生労働省...対応を行う必要がある。
- 4 ...被害基金等の決算等の事務処理が円滑に行えるよう配慮する必要がある。
- 5 その他、...関連する最近の提言((1)給付減額の要件を見直す。(2)基金の合併について、簡素化・迅速化の観点から制度の変更等を行う。)を別添する。

# 厚生年金基金関係者の議論

## (厚生年金基金小委員会 平成24年6月6日)

1. 運用執行理事の職務である運用管理に最も重要なことは、基金のガバナンスや運用の基本方針に従い運用機関を良識を持って管理・選別することであり、運用のプロである必要はない。また、資産運用のプロと称するための現在の資格は、基金の運用管理を目的としたものではなく、資格取得者の設置義務は基金の運用管理を取り巻く実情と相いれない。なお、現在も運用管理に関する体系だった知識、技能習得の場が提供されており、これらは積極的に活用されている。
2. AIJ類似問題が再発しないための防止策を議論し、安心して資産運用することができる投資インフラ整備に向けた具体的方策を示すことが重要である。
3. 公的年金を補完する企業年金全体の発展のためにも、厚生年金基金制度の廃止を前提とした議論には反対である。すでに風評被害が起きており、多くの受給者、加入者のためにも、年金を守る立場にある当局は、これを食い止めるメッセージを出す必要がある。なお、総合型厚生年金基金は、正社員だけでなく、非正規社員(パート等)にも上乘せ給付ができる。
4. 基金運営が自己責任で行われるものとするれば、労使合意による運営が基本であり、行き過ぎた規制強化はなじまない。なお、資産運用委員会の構成メンバーに学識経験者や実務経験者、受給者を入れることについても、労使自治の観点から判断するべきである。
5. 合同運用については、その目的のみならず手段もあいまいであり、また基金制度の在り方からも検討すべきことが多く、与することができない。

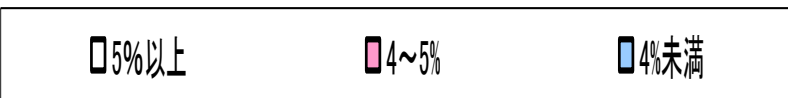
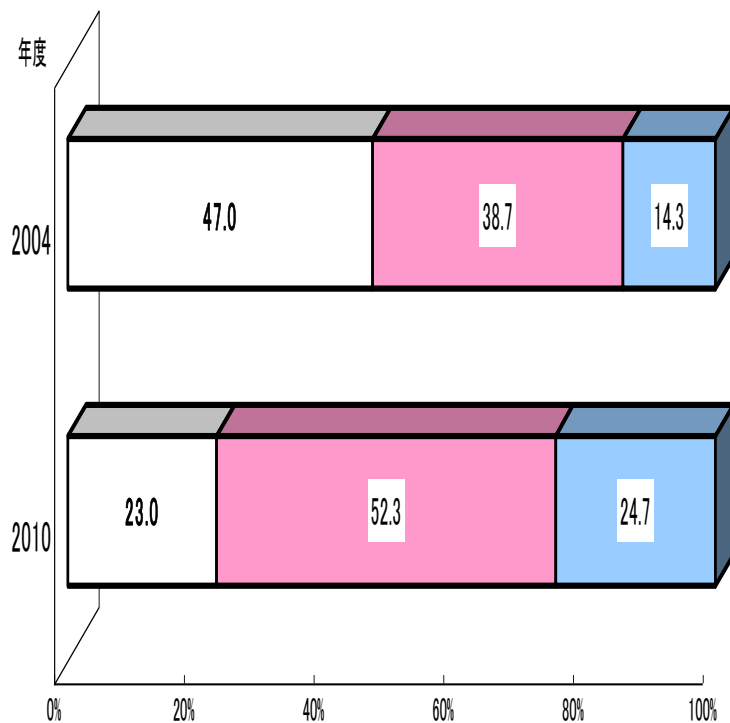
# 確定給付企業年金関係者の議論

## (確定給付企業年金小委員会 平成24年5月28日)

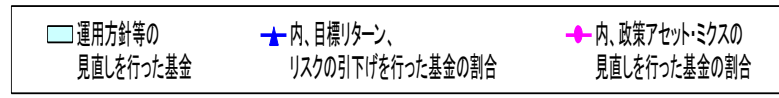
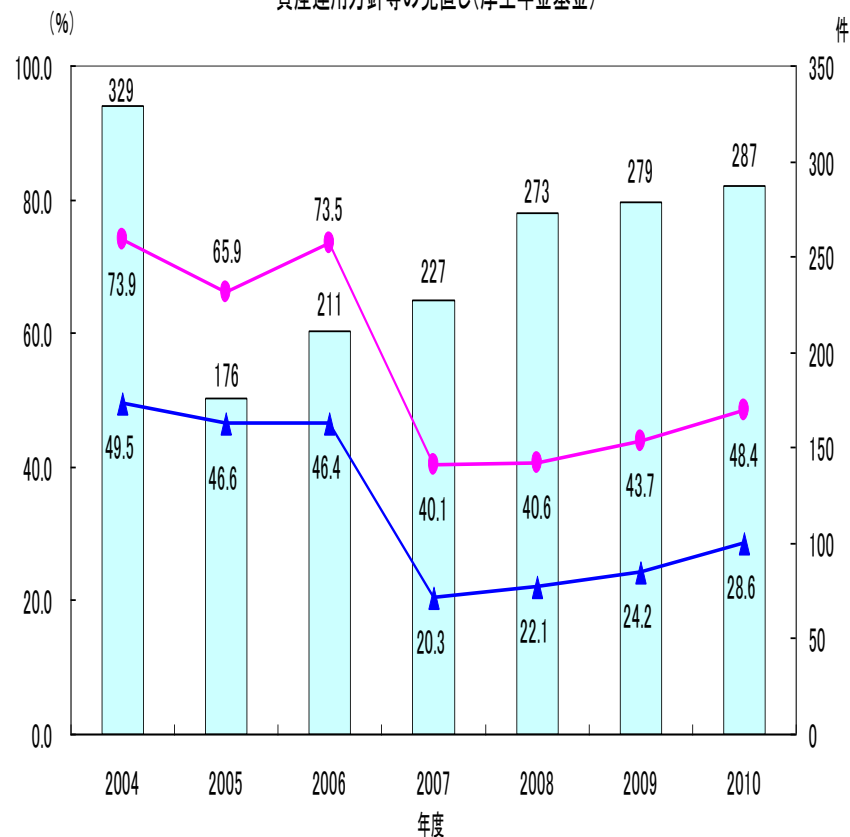
1. 確定給付企業年金においても、ガバナンスは事業運営の基本であり、こうした機能の強化は、労使の自治の中で促進できるようにする必要がある。
2. 制度運営は労使間で決められた手続き等により行っており、自主性や主体性が尊重されるべきで、必要以上の規制強化は行うべきではない。
3. 資産運用においては一社集中投資そのものが問題となるものではなく、分散投資が重要であるため、分散投資の内容に着目するべきで一社集中投資の上限規制は不要である。
4. 理事は資産運用に係る資質に加え、自らの年金基金の特徴や母体企業の財政状況を理解し、リスク許容度を把握して制度運営にあたる必要があるとあり、就任前に運用執行経験や資産運用に係る資格が必要とは限らない。
5. 資産運用委員会のメンバーに学識経験者や実務経験者、受給者を加えることの義務付けについては、学識経験者や実務経験者については職務内容を十分に検討する必要があり、受給者については利益相反や選択方法の観点から現時点では反対である。
6. 投資会社の行政による監視・監督体制をより効果的なものにするため、関係省庁間の連携を強化する必要がある。
7. 厚生年金基金制度の廃止を前提としている議論については、反対である。

# 厚生年金基金 リスク管理意識の高まりと5.5%の誤解

政策アセット・ミックスの期待収益率の分布(厚生年金基金)



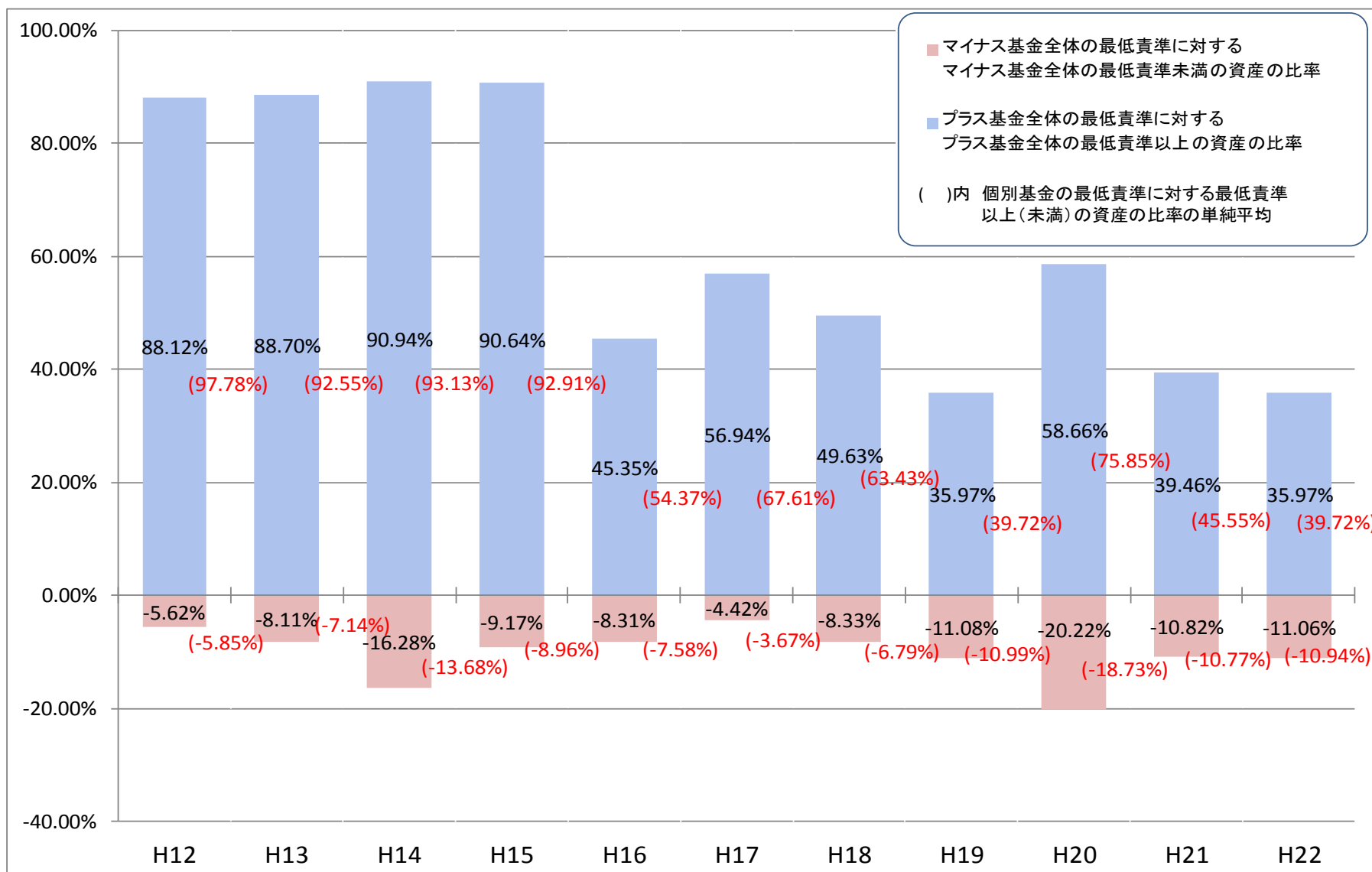
資産運用方針等の見直し(厚生年金基金)



(注) 2004年度の運用方針等の見直しは見直し予定を含む。



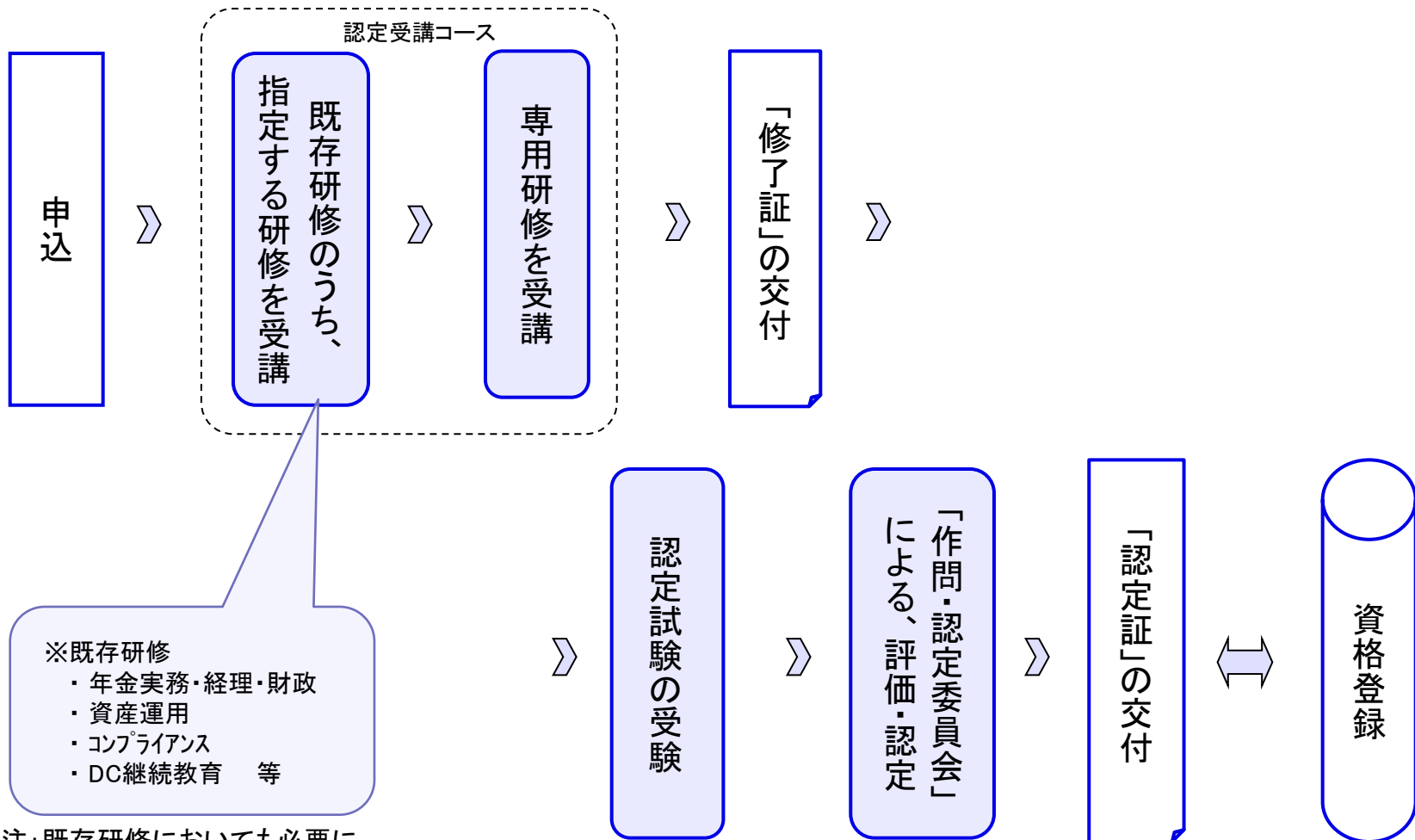
# 最低責任準備金に対する純資産の最低責任準備金を上回る(下回る)額の比率



平成15年度までは各年度の決算報告書による  
平成16年度以降は企業年金連合会『企業年金実態調査』に回答のあった基金についての集計

# 認定スキームの検討

「特定の研修を受け一定のレベルに達したものと認められる者を「企業年金管理士」、「年金運用管理士」等(仮称)として認定する事業を**試行的**に実施する。」  
 (24年度連合会事業計画 2012.2 理事会・評議員会承認)



注: 既存研修においても必要に応じて内容を改善

- (1)企業年金管理士 (事務管理分野)
- (2)年金運用管理士 (年金資産運用分野)
- (3)企業年金経営士 (運営全般)

# 厚生年金基金、HPを利用した情報提供意識の高まり

## 連合会会員のホームページ有無調査

制度		会員HP 有	会員HP 無	計
厚生年金基金		181	401	582
DB	DB基金型	88	495	583
	DB規約型	2	231	233
DC		5	123	128
計		276	1,250	1,526

(平成23年12月22日時点の会員対象)

## HP開設・運営サービス申込状況

制度		申込済	検討中	計
厚生年金基金		64	37	101
確定給付企業年金		20	25	45
計		84	62	146

(平成24年6月4日現在)

※母体企業のインターネットシステムの中に企業年金の記述があるか、あるいは母体企業のホームページ内に企業年金の記述が含まれているかどうかは調査していない。DBやDCの場合、こうした母体企業のシステムで加入者に情報提供しているところもある。

# 「ホームページの開設・運営サービス」を開始します

企業年金連合会は、平成24年度より会員の皆様に

**「ホームページの開設・運営」**を行うサービスを開始いたします。

## 会員の皆様の悩み

情報提供の充実・強化が求められるなか、

- ▶ ホームページを事務局自ら立ち上げるには**技術的不安がある**
- ▶ また業者に依頼するのは**経費がかかる** など

## 企業年金連合会のお手伝い

企業年金連合会の「ホームページの開設・運営サービス」をご利用ください。

- ▶ 連合会がホームページ運営のノウハウを活用し、デザイン・構成などを共通化することで**コストを抑え、管理業務、更新作業などを連合会で行う**ことで会員の皆様の不安を解消します!!

## ▶特徴

- ・会員それぞれにホームページのアドレスを提供します。
- ・加入者・受給者にだけお見せするページをご用意します。
- ・連合会のサーバー余力、ITノウハウ、人材を活用するので、手間と経費がかかりません。

## ▶開設までのスケジュール

- ・申し込みをいただいてから、概ね2カ月で開設できる見込みです。ただし、本年4月は多くの会員からの申し込みが予想されますので、少し期間をいただく場合があります。

## ▶経費（平成25年度以降）

- ・年12万円（月1万円）程度を予定。
  - ・平成24年度は導入サービス期間のため**無料**。
- ※詳細は下記までお問い合わせください。



Pension Fund Association  
企業年金連合会

お問い合わせ先 企業年金連合会 会員センター 会員課 紺野・佐藤・関本・近藤（ヨシ）

TEL:03 (5401) 8712 FAX:03 (5401) 8727 Email:kaiin@pfa.or.jp